

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都葛飾区東立石三丁目5番1号

氏名 高嶺清掃株式会社
代表取締役 阪田 通泰

第14条第6項
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の2第1項
の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和4年8月22日

許可の有効年月日 令和9年8月21日

1 事業の範囲

- (1) 業の区分 : 中間処理
- (2) 中間処理の方法と処分する産業廃棄物の種類
 - ア 破砕 : 汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 (以上6種類)
 - イ 圧縮 : 金属くず(空き缶に限る。) (以上1種類)
 - ウ 圧縮・梱包 : 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (以上7種類)
 - エ 溶融 : 廃プラスチック類(発泡スチロールに限る。) (以上1種類)

2 事業の用に供する施設（施設詳細は裏面のとおりに）

- 施設所在地
- (1) 東京都葛飾区東立石三丁目5番1号

3 許可の条件

- (1) 作業時間は、原則として8時から17時までのうち8時間とすること。
- (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (3) 中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

- 平成9年8月22日 新規許可
- 令和4年8月22日 更新許可 第5回
- 令和7年3月3日 破砕品目の追加（汚泥、繊維くず、がれき類）

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

無

(裏面あり)

(裏面)

許可番号 第13-20-007854号

2 事業の用に供する施設
 (1) 東京都葛飾区東立石三丁目5番1号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
破 碎	廃プラスチック類	4.80 (t/日)	4.64 (t/日)	令和6年 9月10日	—	—
	紙くず	4.32 (t/日)				
	木くず	4.79 (t/日)				
	繊維くず	4.64 (t/日)				
	ゴムくず	3.51 (t/日)				
	金属くず	4.15 (t/日)				
	ガラスくず、コンク リートくず及び陶磁 器くず	5.11 (t/日)				
	がれき類	4.80 (t/日)				
破 碎	金属くず(乾電池に 限る。)	—	3.10 (t/日)	令和6年 9月10日	—	—
破 碎 分 離	汚泥	—	—	—	—	—
圧 縮	金属くず (空き缶に限る。)	3.60 (t/日)	—	平成9年 5月10日	—	—
圧縮梱包	廃プラスチック類	16.2 (t/日)	24.5 (t/日)	令和3年 11月6日	—	—
	紙くず	22.6 (t/日)				
	木くず	—				
	繊維くず	28.2 (t/日)				
	ゴムくず	50.9 (t/日)				
	金属くず	50.9 (t/日)				
	ガラスくず、コンク リートくず及び陶磁 器くず	—				
溶 融	廃プラスチック類 (発泡スチロールに 限る。)	0.186(t/日)	—	令和元年 9月26日	—	—

(以下余白)